

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【四半期会計期間】 第54期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社ハピネット

【英訳名】 HAPPINET CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 榎本 誠一

【本店の所在の場所】 東京都台東区駒形二丁目4番5号

【電話番号】 03(3847)0521(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画室長 石丸 裕之

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区駒形二丁目4番5号

【電話番号】 03(3847)0521(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画室長 石丸 裕之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第3四半期 連結累計期間	第54期 第3四半期 連結累計期間	第53期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	200,927	220,488	259,313
経常利益 (百万円)	4,354	5,519	4,321
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,751	3,532	2,591
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,217	3,262	3,874
純資産額 (百万円)	41,311	43,146	40,973
総資産額 (百万円)	98,826	109,071	82,957
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	125.54	160.72	118.24
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	122.37	156.44	115.14
自己資本比率 (%)	41.0	38.9	48.5

回次	第53期 第3四半期 連結会計期間	第54期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	68.02	82.94

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

### （玩具事業）

主な関係会社の異動はありません。

### （映像音楽事業）

2021年4月1日付で、当社の映像メーカー部門を当社非連結子会社の株式会社ハピネットファントム・スタジオへ会社分割により事業承継し、また、同日付で当社非連結子会社の株式会社ファントム・フィルムを株式会社ハピネットファントム・スタジオへ吸収合併いたしました。これにより、株式会社ハピネットファントム・スタジオの当社グループにおける重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より同社を連結の範囲に含めております。

### （ビデオゲーム事業）

主な関係会社の異動はありません。

### （アミューズメント事業）

主な関係会社の異動はありません。

この結果、2021年12月31日現在では、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社7社、関連会社1社及びその他の関係会社である株式会社バンダイナムコホールディングスで構成されることとなりました。また、非連結子会社が2社あります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における当社グループの関連業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な状況で推移しているものの、緊急事態宣言の解除などもあり、引き続き持ち直しの動きが見られました。

このような状況の中、当社グループの経営成績につきましては、玩具事業でコンビニエンスストア向け商品が好調に推移したことや、アミューズメント事業でカプセル玩具の販売が伸長したことなどにより、売上高、利益面ともに前年同期を上回りました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は2,204億8千8百万円(前年同期比9.7%増)、営業利益は52億9千3百万円(同23.4%増)、経常利益は55億1千9百万円(同26.7%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は35億3千2百万円(同28.4%増)となりました。

なお、会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。このため、前年同期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### 玩具事業

玩具事業につきましては、低年齢層向けの一般玩具は苦戦したものの、BANDAI SPIRITSの「一番くじ」関連商品や「ポケモンカードゲーム」を始めとしたトレーディングカードなど、コンビニエンスストア向け商品が依然好調に推移したことにより、売上高、利益面ともに前年同期を上回りました。

この結果、売上高は837億4千9百万円(前年同期比15.3%増)、セグメント利益は31億9千6百万円(同13.4%増)となりました。

#### 映像音楽事業

映像音楽事業につきましては、コロナ禍の影響を受けた前年同期からの回復に加え、「アニメ『うまよん』Blu-ray BOX」を始めとした当社独占流通作品のパッケージが好調に推移したことなどにより、売上高は前年同期を上回りました。利益面につきましては、当社出資映像作品の投資損失が発生したことにより、前年同期を下回りました。

この結果、売上高は519億5千1百万円(前年同期比5.7%増)、セグメント利益は5億9千7百万円(同1.0%減)となりました。

#### ビデオゲーム事業

ビデオゲーム事業につきましては、「Nintendo Switch」「PlayStation5」のハードが依然需要が高い状況が続いていることに加え、「ポケットモンスタープリリアントダイヤモンド・シャイニングパール」などのヒット商品もあったことにより、売上高、利益面ともに前年同期を上回りました。

この結果、売上高は675億1千7百万円(前年同期比1.9%増)、セグメント利益は13億7千6百万円(同3.8%増)となりました。

#### アミューズメント事業

アミューズメント事業につきましては、当社運営のカプセル玩具ショップ「ガシャココ」の出店拡大に伴う初期費用を計上したものの、カプセル玩具の販売が好調に推移したことや、コロナ禍の影響を受けた前年同期と比較して、カードゲーム商品の売上が回復したことにより、売上高、利益面ともに前年同期を大幅に上回りました。なお、「ガシャココ」は2021年12月末日時点で33店舗を出店しております。

この結果、売上高は172億6千9百万円(前年同期比34.1%増)、セグメント利益は10億7千4百万円(同103.8%増)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べ261億1千3百万円増加し、1,090億7千1百万円となりました。これは主に、現金及び預金の減少152億2千4百万円、受取手形及び売掛金の増加355億5千万円及び電子記録債権の増加21億3千9百万円によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ239億4千1百万円増加し、659億2千5百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金の増加162億6千5百万円及び短期借入金の増加45億円によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ21億7千2百万円増加し、431億4千6百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益計上による利益剰余金の増加35億3千2百万円、その他有価証券評価差額金の減少2億6千1百万円及び剰余金の配当による利益剰余金の減少11億4百万円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,050,000	24,050,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	24,050,000	24,050,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

###### 2021年度株式報酬型新株予約権

決議年月日	2021年11月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く。) 4 執行役員等 8
新株予約権の数(個)	526
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 52,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2021年12月13日から2051年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,155 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権証券の発行時(2021年12月10日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により対象株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割または併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で対象株式数は適切に調整されるものとする。

###### 2. 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

###### 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、子会社取締役、当社の監査役、子会社監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合

(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社取締役、子会社監査役、子会社執行役員または子会社従業員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、権利を譲り受け、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができず、権利を行使できないものとする。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならないものとする。

相続承継人は、上記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)する場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりとする。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に記載の条件または新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日(ただし、上記「新株予約権の行使の条件」(2)の場合には、(2)に定める行使期間満了日後の日を定めるものとする。)をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	24,050,000	-	2,751	-	2,775

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,910,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,094,800	220,948	
単元未満株式	普通株式 44,700		
発行済株式総数	24,050,000		
総株主の議決権		220,948	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式130,000株(議決権の数1,300個)を含めております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ハビネット	東京都台東区駒形 二丁目4番5号	1,910,500		1,910,500	7.94
計		1,910,500		1,910,500	7.94

(注)株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、四半期連結財務諸表において自己株式として表示しており、その株式数は130,000株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	21,772	6,547
受取手形及び売掛金	30,813	66,363
電子記録債権	3,473	5,612
棚卸資産	6,827	8,628
その他	3,119	4,461
貸倒引当金	3	6
流動資産合計	66,003	91,607
固定資産		
有形固定資産	1,091	1,211
無形固定資産		
のれん	256	435
その他	2,115	1,840
無形固定資産合計	2,371	2,275
投資その他の資産		
投資有価証券	8,681	8,837
その他	4,833	5,159
貸倒引当金	23	22
投資その他の資産合計	13,491	13,975
固定資産合計	16,954	17,463
資産合計	82,957	109,071
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,097	45,363
短期借入金	-	4,500
未払法人税等	1,228	1,169
賞与引当金	242	397
その他の引当金	39	-
その他	6,715	9,665
流動負債合計	37,323	61,096
固定負債		
株式給付引当金	145	197
退職給付に係る負債	3,222	3,283
その他	1,292	1,348
固定負債合計	4,660	4,828
負債合計	41,984	65,925
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,751	2,751
資本剰余金	2,912	2,953
利益剰余金	33,582	35,959
自己株式	1,873	1,810
株主資本合計	37,373	39,853
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,844	2,583
繰延ヘッジ損益	8	0
その他の包括利益累計額合計	2,853	2,583
新株予約権	746	709
純資産合計	40,973	43,146
負債純資産合計	82,957	109,071

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	200,927	220,488
売上原価	180,319	197,591
売上総利益	20,608	22,897
販売費及び一般管理費	16,317	17,603
営業利益	4,290	5,293
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	132	136
新型コロナウイルス感染症による 助成金収入	38	17
その他	64	81
営業外収益合計	236	235
営業外費用		
支払利息	0	0
持分法による投資損失	154	6
その他	17	3
営業外費用合計	171	10
経常利益	4,354	5,519
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産売却損	-	3
固定資産除却損	25	4
投資有価証券売却損	0	-
減損損失	-	4
関係会社出資金評価損	-	52
特別損失合計	25	65
税金等調整前四半期純利益	4,328	5,454
法人税、住民税及び事業税	1,339	1,787
法人税等調整額	237	133
法人税等合計	1,577	1,921
四半期純利益	2,751	3,532
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,751	3,532

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	2,751	3,532
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,468	261
繰延ヘッジ損益	2	8
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,465	269
四半期包括利益	4,217	3,262
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,217	3,262
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

1. 連結の範囲の変更

2021年4月1日付で、当社の映像メーカー部門を当社非連結子会社の株式会社ハピネットファントム・スタジオへ会社分割により事業承継し、また、同日付で当社非連結子会社の株式会社ファントム・フィルムを株式会社ハピネットファントム・スタジオへ吸収合併いたしました。これにより、株式会社ハピネットファントム・スタジオの当社グループにおける重要性が増したため、第1四半期連結会計期間より同社を連結の範囲に含めております。

2. 変更後の連結子会社の数

連結子会社 7社

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、返品権付きの販売について、従来は返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債をその流動負債に、返品資産をその流動資産に含めて表示しております。また、顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、当該対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は632百万円減少し、売上原価は304百万円減少し、販売費及び一般管理費は311百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ17百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は15百万円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間において、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな追加情報の発生及び前連結会計年度の有価証券報告書に記載した情報等についての重要な変更はありません。

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	565百万円	660百万円
のれんの償却額	106	156

( 株主資本等関係 )

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	660	30.00	2020年3月31日	2020年6月19日	利益剰余金
2020年11月12日 取締役会	普通株式	550	25.00	2020年9月30日	2020年12月4日	利益剰余金

(注) 1. 2020年6月18日開催の定時株主総会決議に基づき行った配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金3百万円を含めております。

なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、合併により2020年7月27日付で株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

2. 2020年11月12日開催の取締役会に基づき行った配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金2百万円を含めております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	550	25.00	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金
2021年11月11日 取締役会	普通株式	553	25.00	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

(注) 1. 2021年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき行った配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金2百万円を含めております。

2. 2021年11月11日開催の取締役会に基づき行った配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金3百万円を含めております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	玩具事業	映像音楽事業	ビデオゲーム 事業	アミューズ メント事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	72,641	49,153	66,257	12,874	200,927		200,927
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	72,641	49,153	66,257	12,874	200,927		200,927
セグメント利益	2,818	603	1,326	527	5,276	985	4,290

(注) 1. セグメント利益の調整額 985百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 985百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	玩具事業	映像音楽事業	ビデオゲーム 事業	アミューズ メント事業	計		
売上高							
顧客との契約から 生じる収益	83,749	51,951	67,517	17,269	220,488		220,488
その他の収益							
外部顧客への売上高	83,749	51,951	67,517	17,269	220,488		220,488
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	83,749	51,951	67,517	17,269	220,488		220,488
セグメント利益	3,196	597	1,376	1,074	6,246	952	5,293

(注) 1. セグメント利益の調整額 952百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 952百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「玩具事業」の売上高が237百万円減少し、「映像音楽事業」の売上高が380百万円減少、セグメント利益が17百万円減少し、「ビデオゲーム事業」の売上高が1百万円減少し、「アミューズメント事業」の売上高が12百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりでありま  
す。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、  
以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	125円54銭	160円72銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,751	3,532
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	2,751	3,532
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,912	21,981
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	122円37銭	156円44銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	568	600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に残存する自社の  
株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算  
において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中  
平均株式数は、前第3四半期連結累計期間は111千株、当第3四半期連結累計期間は123千株であります。

## 2 【その他】

2021年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額..... 553百万円

1株当たりの金額..... 25円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 2021年12月6日

(注) 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し支払いを行っております。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年 2月10日

株式会社ハビネット  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 弥

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田部 秀穂

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大島 充史

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハビネットの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハビネット及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。